

広報広聴事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|----------|--|---|----|-----------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 広報紙の発行 | 市政だより「にいほま」 46,000部 毎月1日発行 自治会を通じて戸別配布 | 広報「別子」年4回発行 自治会組織による各戸配布 | | 合併時に新居浜市の 制度に統一する。 |
| 2 広聴関係 | 市長への手紙（広報紙折り込みほか） 市長へのメール 広聴票 市政モニター 市政教室 要望・陳情 | | | 合併時に新居浜市の 制度を適用する。 |
| 3 地区懇談会 | 市政懇談会 各小学校区で年1回開催（17小学校区） 最終回は全市対象で実施（13年度実績） | 村政懇談会 各自治会年一回開催 村づくりや身近な問題について意見を聴き、行政 に反映 | | 合併時に新居浜市の 制度に統一する。 |
| 4 市勢要覧 | 新居浜市市勢要覧 平成9年11月発行 市制 周年に合わせて発行 次回は平成14年、6 | 村政要覧 平成9年3月発行 | | 合併時に新居浜市の 制度に統一する。 |

コミュニティ事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------------|--|---|-----------|-----------------------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 行政連絡員にあたるもの | 新居浜市連合自治会 任意団体で、市の下部組織ではないが、本市の事業及び行事等への協力を依頼している。 会長1名、副会長2名、17小学校区自治会、323単位自治会 | 4自治会組織ごとに正副会長、事務局を設置 広報誌、文書の配布、各種行事への協力、ボランティア活動、防犯灯の新設申請、行政の運営上、地区住民の協力と必要とする要件事項の伝達、地区住民の各種要望、意見のとりまとめ、自治会集会所の管理 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 協力事業 1. 市政だよりの配布と市からの広報 2. ごみ収集カレンダーの配布 3. 敬老会事業の開催 4. 各種募金の取りまとめ 5. 交通災害共済の取りまとめ 6. 防犯灯の設置、維持管理 7. 各種委員会・審議会への参画 8. 市主催事業への参加とりまとめ 9. 各種要望のとりまとめ | | | |
| | 広報配布委託料 単位自治会 @550円×世帯数 校 区 @50円×世帯数 | 広報等配布委託料 200,000円(50,000円×4自治会) | 委託料額が異なる。 | |
| | 報酬はないが、年度末の定期総会時に記念品を出している。 | | | |
| 2 地縁団体 | 法人化の申請のあったものについて、認可し、認可地縁団体印鑑証明の発行を行っている。 | 事例 なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 3 防犯灯 | 設置者 自治会設置 電気料 自治会負担 (自治会には1世帯あたり210円/年額の補助をしている) | 防犯灯 村が設置10基 設置者 別子山村 電気料 1基につき月310円を各自治会が負担している。 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 4 地域整備事業 (1) 集会所整備事業 | 集会所整備事業 毎年1~2館、市及び県補助金、地元寄附金により新居浜市が事業主体として自治会館を建設している。 県補助率：補助対象事業費の40% 上限1,600万円 市補助率：県補助対象事業費の20% 上限600万円 集会所貸付事業(有償) 固定資産課税標準額の1.4%の額 | 集会所整備事業 村が集会所を建設し、自治会に維持管理を委託している。 光熱水費等の維持費は自治会が負担 | 制度が異なる。 | 新居浜市の制度に統一する。ただし、合併年度から3カ年無償貸付する。 |

コミュニティ事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------|--|--------|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (2) コミュニティ施設整備事業 | コミュニティ施設整備事業 自治会館補修補助 補助率：工事費の30.9% 上限 618千円 放送設備新設・補修補助 補助率：工事費の51.5% 上限 新設215千円 補修130千円 | 補助制度なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (3) 防犯灯設置補助事業 | 防犯灯設置補助 補助率：工事費の1/3 上限 支柱込新設 12千円 既設物件架設 6千円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

社会福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-----------------------------|---|-------------------|----|------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 生活保護 (国) | 1 級地区分 3級地の1 2 保護率 8.24% 3 被保護世帯 799世帯 4 被保護人員 1,035人 5 生活保護費 窓口払い及び一部口座振込 | 該当者なし | 同一 | |
| 2 低所得者福祉 (1)愛媛県生活安定資金の貸付 | 1 対象 低所得者で、市民税の非課税世帯(生活保護世帯を除く) 2 貸付限度額 種類によるが10万円~30万円 3 貸付期間 3年6月以内~4年以内 4 償還期間 3年 5 利率 無利子 | 1件 昭和60年に貸付け、現在滞納 | 同一 | |
| (2)愛の基金貸付 | 1 対象 低所得者であって、予期しない理由等により一時的に所得が低下し、又はやむを得ない不時の出費により生活に困窮した場合等で、この基金の借入によって自立更生の期待のできる世帯 2 貸付限度額 5万円 3 貸付条件 市内在住で償還期限内に70歳に到達しない者 4 利率 無利子 5 償還期間 2年以内 6 運営主体 県社協 7 窓口 市社協 | 該当者なし | 同一 | |
| (3)生活福祉資金の貸付 | 1 対象 低所得者、障害者又は高齢者世帯であって、資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯 2 貸付限度額 種類によるが460万円以内 3 貸付条件 市内在住で償還期限内に70歳に到達しない者 4 利率 年3% (修学、医療資金は無利子) 5 償還期間 9年以内 6 運営主体 県社協 7 窓口 市社協 | 1件 14年度完済予定 | 同一 | |

社会福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|---|---|----|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 6 民生児童委員 | 4 民生児童委員 ア 委員定数 288人 うち地区担当 255人 主任児童委員 33人 イ 一人あたりの担当世帯数 206世帯 ウ 任期 平成16年11月30日 エ 活動費 a.費用弁償交付金 b.民協運営費交付金 c.民協活動費補助金 オ 各種助成措置 a.民生委員協議会 カ 民生委員推薦会 a.議会の議員 b.民生委員 c.社会福祉事業の実施に関係ある者 d.社会福祉関係団体の代表者 e.教育に関係のある者 f | 4 民生児童委員 ア 委員定数 6人 うち地区担当 4人 主任児童委員 2人 イ 一人あたりの担当世帯数 35世帯 ウ 任期 平成16年11月30日 エ 活動費 a.費用弁償交付金 b.民協運営費交付金 c.民協活動費交付金 オ 各種助成措置 a.民生委員協議会 カ 民生委員推薦会 a.議会議員 b.民生委員 c.社会福祉事業の実施に関係ある者 d.区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 e.教育に関係のある者 | | 現行どおりとする (別子山村民生児童委員協議会については合併時に新居浜市民生児童委員協議会に統合する) |
| 7 隣保館等運営事業 | 1 集会所等の管理 隣保館 1か所 集会所 2か所 2 住宅新築資金等貸付金償還業務 | | | 現行どおりとする。 |
| 8 人権啓発推進事業 | 講演会開催(県からの再委託事業) | | | 新居浜市の制度を適用する。 |
| 9 その他 | 1 新居浜市保護司会 保護司 60名 年間予算 3,248,000円 補助金 1,632,000円 2 新居浜市更生保護婦人会 会員 450名 補助金 70,000円 | 保護司会 1名いるが、補助金は支出していない。 | | 合併時に新居浜市保護司会へ統合する。 |
| | 3 総合福祉センター運営管理 社会福祉協議会へ運営管理委託 事業費: 83,417千円 うち委託料: 83,357千円(人件費含む) 使用料=設置条例に基づき徴収 | 福祉センター運営 社会福祉協議会へ運営管理委託 委託料: 3,500千円 | | 別子山村福祉センターは、新居浜市総合福祉センターの分館とする。 |
| | | | | |

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------------------|---|--|----------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 福祉手当 | 1 障害児福祉手当 月額 14,610円 2 特別障害者手当 月額 26,860円 | 1 障害児福祉手当 月額 14,610円 2 特別障害者手当 月額 26,860円 | 同一(国の制度) | |
| 2 心身障害者(児)福祉金 | 1 受給資格 本市に1年以上住所を有する身体障害者手帳療育手帳所持者 2 手当の額 年額 3,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定) | 1年以上住所を有する心身障害者福祉基金の運用利子で対応 ・身障手帳1・2級 年額8,000円 3級 年額7,000円 4級 年額6,000円 5・6級 年額5,000円 療育手帳重度者 年額8,000円 | 給付額の差異 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 3 難病患者見舞金 | 1 受給資格 厚生労働省指定の特定疾患及び心臓・腎臓の身体障害者手帳1級所持者 2 手当の額 年額 6,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 4 障害児福祉手当 | 1 受給資格 在宅で、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度心身障害児を介護している保護者 2 手当の額 月額 1,000円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 5 難病患者等年末特別一時金 | 1 受給資格 心臓・腎臓の身体障害者手帳3・4級所持者等 2 手当の額 年額 3,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 6 その他の心身障害者(児)援護施策 | 1 補装具の交付と修理 ア 品目 車椅子、安全杖、松葉杖、ストマ、義手、義足等 | 同左 実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 2 日常生活用具の給付と貸与 ア 対象 在宅の重度身体障害者 イ 品目 特殊寝台、特殊マット、盲人用時計、点字図書、体位変換器等 | 同左 実績なし | 同一(県の制度) | |
| | 3 更生医療の給付 身体障害者の更生を促進するため、必要とする医療の給付を行う | 同左 12～13年度実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 4 重度身体障害者住宅整備事業 重度の障害者(児)の属する世帯に対し、台所・浴室・便所・洗面所等の住宅設備の改善の費用を助成する。(所得制限あり) | 同左 12～13年度実績なし | 同一(県の制度) | |

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|-------------------|----------|------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 6 その他の心身障害(児)援護施策 | 5 身体障害者自動車運転免許取得費補助 身体障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合、取得費用の一部を助成する。 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(県の制度) | |
| | 6 身体障害者自動車改造助成 重度の肢体障害があり、通勤等のため、自分で自動車を運転する者に対し、改造に要した費用を助成する。(所得制限あり) | 同左 12～13年度実績なし | 同一(県の制度) | |
| | 7 身体障害者更生訓練費支給 身体障害者更生援護施設に入所している者のために必要な費用を支給する。 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 8 在宅心身障害者短期入所事業 身体障害者更生施設で重度身体障害者を一時的に保護する。 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 9 心身障害者扶養共済制度の加入促進 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(県の制度) | |
| | 10 身体障害者有料道路通行料金割引証の交付 | 同左 実績なし | 同一(全国共通) | |
| | 11 自動車税・自動車取得税減免申請のための生計同一又は常時介護証明 | 同左 実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 12 放送受信料免除又は半額免除のための証明 | 同左 実績 1件 | 同一(全国共通) | |
| | 13 新居浜市中心身障害者福祉センター 身辺自立の心身障害者(児)に対し、作業訓練、生活訓練等を行う | | | 現行のとおりとする。 |
| | 14 身体障害者就職支度金支給 身体障害者更生援護施設に入所している者のうち就職等により自立する者に対して支給する。 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(国の制度) | |
| | 15 ホームヘルプサービス事業 ア 対象者 重度の心身障害者のため独立して日常生活を営むのに支障がある心身障害者や心身障害児を抱えている家庭 イ 内容 身体の介護、家事、相談及び助言 ウ 利用者負担 1時間あたり250～950円 | 同左 12～13年度実績なし | 同一(国の制度) | |

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 6 その他の心身障害(児)援護施策 | 16 重度心身障害者(児)タクシー助成事業 ア 対象者 身体障害者手帳1・2級療育手帳A級 イ タクシー券 一人年間250円×24枚の割引チケット交付 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 17 身体障害者デイサービス事業 身体障害者手帳の交付を受けた者を対象に市内2ヶ所で実施。 | 施設なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 18 重度心身障害者(児)医療費助成制度 重度心身障害者(児)が必要とした医療のうち保険給付対象医療の自己負担分を公費で負担する。 | 該当者なし | 同一(県の制度) | |
| | 19 ガイドヘルパー派遣事業 重度の視覚障害者で外出に支障のある付き添いがいない者に対し、派遣する。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 20 身体障害者更生援護施設等への入所 | 身体障害者更生援護施設等への入所 | 同一(国の制度) | |
| | 21 知的障害者更生援護施設等への入所 通所 | 知的障害者更生援護施設等への入所 通所 | 同一(国の制度) | |
| | 22 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等で必要とする者に通訳者・筆記者を派遣する。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 23 声の市政だより、点字の市政だよりの発行事業 視覚障害者への広報活動として、テープに録音した声の市政だよりと重点記事を点訳した点字の市政だよりを発行。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 24 福祉電話等の貸与 外出がきわめて困難な障害者に貸与し、緊急連絡とコミュニケーションを図る。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 25 障害者生活支援事業 障害者が地域社会で生活していくために福祉サービスの利用援助や申請手続きの代行、介護の相談等を行う。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 26 小規模作業所 | | | 現行どおりとする。 | |

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|------|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 6 その他の心身障害(児)援護施策 | 27 精神障害者ホームヘルプ事業 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 28 精神障害者ショートステイ | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 29 精神障害者グループホーム | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 7 知的障害者更生施設の整備の状況 | (1)名称 新居浜市立くすのき園 (2)所在地 新居浜市萩生1834-1 (3)敷地面積 7,465.96㎡ (4)構造 鉄筋コンクリート造2階建て (5)建物面積 2,017.98㎡ (6)職員数 園長1名 副園長1名 係長3名 指導員20名 保育士4名 看護師2名 栄養士1名 調理員6名 用務員3名 夜間補助指導員6名 計47名 (7)入所者数 男子34名(内重度27名) 女子26名(内重度19名)計60名 H.14.2.1現 (8)出身地別 新居浜市55名、西条市1名、 伊予市1名、伊予三島市1名、 宇摩郡土居町1名、周桑郡小松町1名 | | | 現行どおりとする。 |

高齢者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|-----------------|--|---|----------------------------------|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 老人福祉法施行事務 | 老人福祉法執行のための事務 (老人ホーム入所判定委員会事務) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 2 老人措置 | おおむね65歳以上の高齢者で、身体・精神・環境及び経済的理由により居宅において養護を受けることができない者を養護老人ホームに入所させる。 | おおむね65歳以上の高齢者で、身体・精神・環境及び経済的理由により居宅において養護を受けることができない者を養護老人ホームに入所させる。 | 同一 | |
| 3 老人対策 | 9月15日現在で満99歳以上の高齢者に市長・議長が自宅を訪問し、記念品をおくり長寿をお祝いする。敬老会を実施する団体に補助金を交付する。 | 高齢者年金 受給資格 75歳以上 祝い金額75～79 6,000円28人 80以上 12,000円18人 敬老会開催(毎年9月15日) | 高齢者年金は本市は廃止しており、調整が必要 敬老会のあり方 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、高齢者年金は合併以後4年間、毎年度均等に減額し、5年目に廃止する。 |
| 4 独居老人対策 | 安否の確認が必要と認められる65歳以上の独居者で、市民税が非課税の者に対し、福祉電話を貸与・設置している。 | 安否の確認が必要と認められる65歳以上の独居者で、市民税が非課税の者に対し、福祉電話を貸与・設置している。 | 同一 | |
| 5 老人福祉対策 | 65歳以上の高齢者に対し、毎月1回公衆浴場での無料入浴サービスを実施している。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 6 老人集会所整備 | 自治会館建設に伴う「老人陽だまりの部屋」に対し、テレビ、ビデオ等の備品を整備する。 | 自治会館建設に伴う「老人陽だまりの部屋」に対し、テレビ、ビデオ等の備品を整備する。 | 同一 | |
| 7 緊急通報体制整備 | 安否の確認が必要と認められる65歳以上の独居者で、市民税が非課税の者に対し、緊急通報装置を貸与・設置する。 | 実績なし | 同一 | |
| 8 老人福祉センター管理 | 市内に3カ所に老人福祉センターを設置し、地域の高齢者の者に利用してもらい健康相談・各種クラブ活動等を行っている。 | | | 現行どおりとする。 |
| 9 老人福祉センター整備事業 | 各老人福祉センターの老朽を防止するための補修をおこない、また利用者の健康増進を図るための必要な健康器具を購入している。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 10 在宅介護支援センター運営 | 24時間体制で在宅の要援護となるおそれのある高齢者及び要援護高齢者又はその家族に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、また、各種保健福祉サービスの総合的な利用を可能とするために関係機関と連絡調整を行う。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

高齢者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------------|--|---|-----------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 11 老人クラブ育成 | ア 目的 老人クラブ会員相互の福祉の増進を図る。 イ 補助額 老人クラブ連合会 年額 1,524,000円 単位老人クラブ 32,000円×160クラブ 600円×10,800人 | 補助額 70,000円 | 補助額の相違 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 12 老人保健福祉施設建設事業 | ア 対象 社会福祉法人への助成 イ 補助金額 老人福祉施設 事業費(国基準)-国県等補助額}×2/3以内 介護老人保健施設 事業費(市基準)×1/12以内 上限5千万円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 13 ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給 | 市内在住でねたきり又は痴呆の状態が6ヶ月以上続いている65歳以上の高齢者を在宅で介護している者に現金給付を行っている。 月額 8,500円 | 国の介護慰労金制度による 実績なし 年額 100,000円 | 金額、対象者の相違 | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 14 ねたきり老人等整髪サービス事業 | 介護者慰労金慰労金支給資格者で希望する者に年2回訪問理美容券を送付し無料で利用サービスを提供している。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 15 ねたきり老人等衛生品支給事業 | 介護者慰労金慰労金支給資格者で希望する者に紙おむつ・尿とりパットの衛生品を支給している。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 16 見守り推進員活動 | ア 対象 65歳以上の独居高齢者で虚弱のため見守りが 必要な者 イ 内容 ・見守り推進員の設置 独居高齢者20人に1人の割合で ふれあい訪問員の配置 ウ 予算額 実費弁償1,000円×185人 | ア 対象 65歳以上の独居高齢者で虚弱のため見守りが 必要な者 イ 内容 ・見守り推進員の設置 独居高齢者20人に1人の割合で ふれあい訪問員の配置 ウ 予算額 実費弁償1,000円×185人 | 同一 | |
| 17 老人短期入所事業(養護老人ホーム) | ア 対象 概ね65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された者。 イ 内容 養護老人ホームに入所し、日常生活サービスを受ける。 ウ 利用料 7日まで380円+食材料費780円 8日以降760円+食材料費780円 | なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

高齢者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------------|---|-----------------------------|--------------|---|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 18 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム） | ア 対象 概ね65歳以上の高齢者で要介護認定で要支援 以上と判定された者。 イ 内容 介護保険サービスでのショートステイに引き続き 年1 回連続30日まで延長 ウ 利用料 1回当り要介護度に応じ、820円 | なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 19 生き生きホームヘルプ事業 | 介護保険にて自立と判定されたが、日常生活を営むのには困難な高齢者のために家事援助のホームヘルパーを派遣している。 | なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 20 生き生きデイサービス事業 | 介護保険において自立となった高齢者に対して、デイサービスセンターへ通所し、日常動作訓練 趣味活動を通して社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。 利用料 800円 | 給食・入浴サービス毎月第一木曜日 利用料 無料 | 費用負担の相違 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。 |
| 21 配食サービス事業 | 食事の準備の困難な高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を配達し、健康状態に異常があれば関係機関へ連絡をとる。 | | 配食受託業者の確保が困難 | 受託業者があれば、新居浜市の制度を適用する。 |
| 22 介護予防事業 | 高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう「転倒骨折予防教室」「アクティビティ・痴呆介護教室」「家族介護教室」を開催し、基礎的知識の習得・生活指導・運動機能訓練等を行う。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 23 その他事業 | 高齢者スポーツ大会への参加 老人クラブがバス借り上げ | 高齢者スポーツ大会への参加 別子山村が送迎を実施 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 24 介護サービス支援事業 | 介護相談員派遣事業 施設などの事業所を定期的に訪問し、利用者の声を聞き、相談に応じるほか、サービスの現状を把握し、改善点を提案。 ケアプラン指導研修事業 ケアマネージャー対象の研修会の開催。 地域サービスマップ作成事業 地域密着型の介護関連サービス情報マップの作成。 痴呆性老人グループホーム適正実施事業 定期的又は随時に痴呆性老人グループホームに対して立ち入り調査を行う | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

高齢者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------------------------------|--|--|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 25 介護サービス 利用料軽減対策 | <p>・施行時ホームヘルプサービス費軽減事業 法施行時のおおむね1年前までにホームヘルパーの派遣を無料で受けた実績がある低所得者に対し利用者負担10%のうち7%を助成。</p> <p>・障害者ホームヘルプサービス費軽減事業 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策のホームヘルプサービスを受けていた低所得者に対し利用者負担10%のうち7%を助成。</p> <p>・社会福祉法人減免支援事業 低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担額を減免した場合、法人が負担した費用の一定割合を助成。</p> <p>・市独自ホームヘルプサービス費軽減事業 市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税のホームヘルパー利用者にも、施行前のサービス利用の有無に関わらず、利用者負担10%のうち7%を助成。</p> | <p>・施行時ホームヘルプサービス費軽減事業 法施行時のおおむね1年前までにホームヘルパーの派遣を無料で受けた実績がある低所得者に対し利用者負担10%のうち7%を助成。</p> <p>・障害者ホームヘルプサービス費軽減事業 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策のホームヘルプサービスを受けていた低所得者に対し利用者負担10%のうち7%を助成。</p> <p>・社会福祉法人減免支援事業 低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担額を減免した場合、法人が負担した費用の一定割合を助成。</p> <p>・村独自ホームヘルプサービス費軽減事業 村独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税のホームヘルパー利用者にも、施行前のサービス利用の有無に関わらず、利用者負担10%のうち7%を助成。</p> | 同一 | |
| 26 徘徊高齢者 家族支援サービス 事業 | <p>痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用して、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど、家族が安心して介護できる環境を整備する。</p> | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 27 基幹型在宅 介護支援センター 運営 | <p>市内の地域型在宅介護支援センターの総括として、地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉の効果的な連携を整えていく。また、介護保険事業所等への指導・調整機能も果たす。</p> | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 28 シルバー交流 事業 | <p>閉じこもりがちな高齢者に対し、身近な地域で出かける場を設け、孤立化の解消を図る。</p> | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 29 老人福祉法に 基づく養護老人 ホームの運営 | <p>(1)名称 新居浜市立慈光園 (2)所在地 新居浜市滝の宮町2番1号 (3)敷地面積 4,308Km² (4)構造 ブロック造二階建(一部) 定員 96名 (5)建物面積 2,233Km² (6)職員数 27名 (7)入園者数 72名(H14/2/15現在) (8)部屋数 48部屋(全室2名部屋)</p> | | | 現行どおりとする。 |

児童福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|---|----|-----------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 児童手当 (国) | 1 受給資格 義務教育就学前の児童を養育している者 所得額が一定の額未満(扶養人数により異なる) 2 手当の月額 第一子 5,000円/月 第二子 5,000円/月 第三子 10,000円/月 就学前特例給付 3~6歳到達後最初の3月31日まで | 3歳児未満の児童を扶養している者 所得額が一定未満(扶養人数により異なる) 2 手当の月額 第一子 5,000円/月 第二子 5,000円/月 第三子 10,000円/月 就学前特例給付 3~6歳到達後最初の3月31日まで | 同一 | |
| 2 新居浜市児童 手当(市) | 1 受給資格 中学校を卒業するまでの児童4人以上養育している 保護者。ただし、児童手当法に基づく児童手当等を 支給されている児童は対象外。 2 手当の額 3人を超える児童一人につき月額1,000円を 支給。 | | | 合併時に新居浜市の 制度を適用する。 |
| 3 児童扶養手当 (国) | 1 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしてい ない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育して いる者の福祉を図る。 2 受給資格 児童が18歳に達する日以降 最初の3月31日(18 歳の年度末)までにある児童の母親等。ただし、所得 額により支給制限あり。 3 手当の額(月額) H14.4.1現在 全額支給 一部支給 児童1人 42,370円 28,350円 児童2人 上記に5,000円加算 3人以上は1人につき 3,000円ずつ加算される。 | 1 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしてい ない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育して いる者の福祉を図る。 2 受給資格 児童が18歳に達する日以降 最初の3月31日(18 歳の年度末)までにある児童の母親等。ただし、所得 額により支給制限あり。 3 手当の額(月額) H14.4.1現在 全額支給 一部支給 児童1人 42,370円 28,350円 児童2人 上記に5,000円加算 3人以上は1人につき 3,000円ずつ加算される。 | 同一 | |
| 4 特別児童扶養 手当(国) | 1 目的 精神または身体に障害のある20歳未満の児童の福祉 の増進を図る。 2 受給資格 身体障害者手帳のおおむね1級~3級、あるいは療育 手帳A級~B級程度の障害を持つ児童を監護している 親もしくは親に代わって児童を養育している者。 ただし、所得額により支給制限がある。 3 手当額 対象児童1人につき 1級 51,550円 2級 34,330円 | 1 目的 精神または身体に障害のある20歳未満の児童の福祉 の増進を図る。 2 受給資格 身体障害者手帳のおおむね1級~3級、あるいは療育 手帳A級~B級程度の障害を持つ児童を監護している 親もしくは親に代わって児童を養育している者。 ただし、所得額により支給制限がある。 3 手当額 対象児童1人につき 1級 51,550円 2級 34,330円 該当者なし | 同一 | |

児童福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------|--|---|--------|---|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 5 保育所 | <p>1 保育所数及び定員等 (1)公立 14園 定員 1,340人 (2)私立 13園 定員 1,250人 0歳児から全園で受け入れ</p> <p>2 保育料 10階層の独自表(新居浜市保育料及び母子生活支援施設使用料その他の費用の納入規則)による。</p> <p>3 保育所の保育時間 (1) 公立保育所 7:30～18:00(月～土) (2) 私立保育所(概ね) 7:00～18:00(月～土) 18:00～19:00(月～金 延長保育)</p> <p>4 保育所の休園日 (1) 公立保育所 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定</p> | <p>公立1ヶ所 定員55人 保育料 月額1,500円 所得区分なし 保育時間 月～金 8:30～4:30</p> | 保育料の差異 | 別子山村の保育所は地域性を考慮しへき地保育所として引き継ぐ。ただし、保育料については当面、4,000円/月とする。 |
| 6 障害児保育事業(国、県、市) | <p>保育に欠け、集団保育になしむ障害児について保育士を加配して公私立保育所全園で受け入れる。 (1)平成13年度 公立 10園 対象児童 24人 私立 9園 対象児童 32人</p> | | | 現行どおりとする |
| 7 一時保育事業(国) | <p>急な用事等に対応するため一時保育を実施している。 (1)公立保育所 1園で実施 (2)1歳以上で未就園児 (3)定員 15人</p> | | | 現行どおりとする |
| 8 延長保育事業(国) | <p>保護者の就労形態の多様化等に対応するため延長保育を実施している。 (1)私立保育所13園で実施 (2)開所時間 7:00～18:00の11時間開所した上で延長保育を実施 11園 18:00～19:00 2園 18:00～18:30</p> | | | 現行どおりとする |
| 9 乳児保育促進事業(国) | <p>乳児の途中入所に対応するため保育士を加配して乳児保育促進事業を実施している。 (1)私立保育所 6園で実施</p> | | | 現行どおりとする |
| 10 保育所地域活動事業(国) | <p>保育需要の多様化に対応するため各保育所の地域の特性に応じた地域活動事業を実施している。 (1)公立保育所 14園で実施 (2)私立保育所 13園で実施</p> | | | 現行どおりとする |

児童福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------------|--|---|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 11 地域子育て支援センター事業 (国) | 子育て家庭への相談、子育てサークルの育成支援等を実施することにより子育て家庭の支援を行う。 (1)私立保育所 1園で実施 | | | 現行どおりとする |
| 12 土曜保育助成事業 | 市が委託している私立保育所に対して公立保育所と同等に土曜保育に相当する保育士を加配することにより、より良い保育を支援する。 (1)私立保育所13園 | | | 現行どおりとする |
| 13 認可外保育施設健康支援事業 | 認可外保育所に入所している児童の健康保持のため健康診断等の経費の一部を助成している。 (1)対象は認可外保育施設。ただし、事業所内保育施設は除く。 | | | 現行どおりとする |
| 14 私立保育所助成事業 | 保育士の処遇改善、保育内容の充実、運営の健全化のために助成を行っている。 (1)私立保育所13園が対象 | | | 現行どおりとする |
| 15 私立保育所施設整備事業 | 私立保育所が行う施設整備の経費の一部を助成している。 | | | 現行どおりとする |
| 16 医療費助成(県) | 1 支給資格 就学前児童(3歳到達翌日からは入院及び歯科外来のみ)・母子家庭の母子(20歳未満の児童を養育している) 2 支給要件 母子家庭については所得税が非課税であることが条件 3 助成内容 各医療保険の負担割合の自己負担分 | 1 支給資格 3歳未満児・母子家庭の母子(20歳未満の児童を養育している) 2 支給要件 母子家庭については所得税が非課税であることが条件 3 助成内容 各医療保険の負担割合の自己負担分 | 同一 | |
| 17 児童遊園地・子供広場(市) | 子どもの遊び場の確保を目的に児童遊園地9カ所、子ども広場6カ所を設置(ともに自治会管理) ・児童遊園地については管理委託料支払い 年間324,000円 | | | 現行どおりとする |
| 18 家庭・婦人相談員設置 | 家庭・婦人相談業務 相談員一人 報酬 1,758,000円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 19 県災害遺児福祉 | 県費・災害遺児福祉手当 月額 3,000円 | 県費・災害遺児福祉手当 月額 3,000円 | 同一 | |
| 20 母子福祉法 施行業務 | 母子寡婦福祉大会 優良母親表彰 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 21 母親クラブ活動事業 | 母親クラブ補助金 7クラブ 1,323,000円 | | | 現行どおりとする |

児童福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------------------|---|------|----|-----------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 22 放課後児童 対策 | 留守家庭児童クラブ育成 高津小学校外 11クラブ 大規模加算 9クラブ 指導員 21人 12クラブの内 児童センター 3、児童館 1に ついては社会福祉協議会へ委託 | | | 現行どおりとする |
| 23 乳幼児健康 支援サービス | 病後児童保育実施 (財)積善会に委託 委託料 8,739,000円 | | | 合併時に新居浜市の 制度を適用する。 |
| 24 母子及び父 子 家庭小口資金 貸付 | 小口資金貸付事務・・・社会福祉協議会へ委託 委託料 11,000円 貸付金 1,000,000円 県借入償還金 500,000円 | | | 合併時に新居浜市の 制度を適用する。 |
| 25 母子生活支 援 施設 | 1 母子生活支援施設数及び定員 ・公立1カ所 定員 20世帯 2 母子生活支援施設使用料 新居浜市保育料及び母子生活支援施設使用料その 他の費用の納入規則による 3 母子生活支援施設入所者 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある 女子及びその者の監護すべき児童。 4 母子生活支援施設内容 保護するとともに自立の促進のために生活を支援 する。 | | | 合併時に新居浜市の 制度を適用する。 |
| 26 児童養護施 設 の整備の状況 | (1)名 称 新居浜市立東新学園 (2)所在地 新居浜市西連寺町 2丁目 8番 32号 (3)敷地面積 3,359.00m ² (4)構 造 コンクリートブロック一部鉄筋コンクリート造2階建て (5)建物面積 1,079.13m ² (6)職員数 園長 1名 副園長 1名 係長 2名 保育士 3名 指導員 3名 栄養士 1名 調理員 6名 寮母 2名 保育士補助 2名 特別指導員 1名 計 23名 (7)入所児童数 幼児 4名 小学生 10名 中学生 5名 | | | 現行どおりとする。 |

介護保険事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|---------------|--|---|--------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 概要 | 平成13.3.未現在 被保険者人口 第1号被保険者 27,900人 | 平成13.3.未現在 被保険者人口 第1号被保険者 105人 | 同一 | |
| 2. 保険料及び納付方法 | 保険料 基準保険料 (年額) 34,500円 納付方法 第1号被保険者 年金年額18万円以上...特別徴収 上記以外 ...普通徴収 第2号被保険者 医療保険と一括徴収 | 保険料 基準保険料 (年額) 35,300円 納付方法 第1号被保険者 年金年額18万円以上...特別徴収 上記以外 ...普通徴収 第2号被保険者 医療保険と一括徴収 | 保険料の相違 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 3. 納期 | 賦課期日 4月1日 納期 普通徴収分について条例で定めている。 第1期7月1日から同月31日まで ~ 第9期3月1日から同月31日まで | 賦課期日 4月1日 納期 普通徴収分 国保と同一 第1期6月1日~同月30日まで 第2期8月1日~同月31日まで 第3期10月1日~同月31日まで 第4期12月1日~同月25日まで | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 4. 組織体制 | 担当部署 保健福祉部介護福祉課 | 総務課 認定審査会は宇摩広域市町村圏組合に委託 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 5. 上乗せ給付 | なし | なし | | |
| 6. 特別給付 | なし | なし | | |
| 7. 保健福祉事業 | なし | なし | | |
| 8. 介護保険施設入所者数 | 平成13.3.未現在 特別養護老人ホーム入所者 359人 老人保健施設入所者 267人 療養型病床群入所者 77人 計 703人 対高齢者人口比 0.5% | 平成13.3.未現在 特別養護老人ホーム入所者 1人 老人保健施設入所者 0人 療養型病床群入所者 0人 計 1人 対高齢者人口比 0.95% | | |

環境衛生事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------|--|--|-----------|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 分別 | 6種分別 A 燃やすごみ B プラスチックごみ C 資源ごみ D 雑ごみ E 有害ごみ F 大型ごみ | 4種分別 ① 不燃ごみ ② 粗大ごみ ③ 混合ごみ ④ 資源ごみ | 分別の徹底 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 2 収集 | A 収集区域 市内全域 B 収集体制 家庭系ごみ 委託回収 C 収集委託 可燃物・不燃物・プラスチックごみ・大型ごみ D 収集方式 家庭系ごみ ステーション収集方式 事業系ごみ 許可収集・自己搬入・大型ごみ 戸別収集 E 収集頻度 燃やすごみ 週2回・プラスチックごみ 週1回 資源ごみ 月2~3回 雑ごみ・有害ごみ 月2回 F ごみステーション 5,308ヶ所 | 業者委託による可燃ゴミ以外の収集区域 村内全域 方式 ステーション方式(33カ所) 頻度 月3回程度 | 事業内容に差がある | 別子山村においては、ステーションを整理統合し、可燃週2回・プラスチック週1回・資源月2~3回・雑月2回・大型ごみ月2回の収集をする。 |
| 3 ごみ処理に関するその他の制度 | 不法投棄撤去業者委託 (委託料698千円) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 環境美化推進員 平成14年4月1日より施行の「きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例」第8条により委嘱 推進員 100名以内 任期 2年 謝礼金なし | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 資源ごみ集団回収推進事業 登録団体(195団体:12年度実績)に対して回収量に応じた補助金 古紙類 6円/kg 古布・スチール缶・アルミ缶 各3円/kg | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 不用品情報登録制度不用品の「譲ります」探しています」という情報を登録して本庁設置の伝言板とホームページで紹介 | | | 別子山村に伝言板を設置する。 |
| | 生ごみ処理容器等設置事業補助金 コンポスト容器・水切り容器 容器本体価格の1/2で3,000円/個限度、コンポスト1基 水切り容器2基 電気式生ごみ処理容器 容器本体価格の1/2で15,000円/個限度 1基 | 生ゴミ処理容器購入助成 コンポスター 1基につき3,000円を限度 | 事業内容に差がある | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 放置自動車廃物判定委員会 委員 10名以内 任期 2年 謝礼 9,000円/回・人 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

環境衛生事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------|--|--|---------------|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 4 公営葬儀 | 公営葬儀業者委託 (葬祭具 霊きゅう車) | 葬祭具のみ無料貸出 | 事業内容、使用料に差がある | 合併時に新居浜市の制度を適用するが、別子山村の祭具貸出(無料)は、当面存続する。公営葬儀の使用料については、合併時まで調整する。 |
| 5 斎場・火葬場 | 新居浜市斎場 (運營業務は委託) | 火葬場 1カ所 (直営) | 運営形態に差がある | 当面、現行どおりとする。 |
| 6 合併処理浄化槽 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 現況 平成13年度 160基程度 (補助対象) 第3条 市長は公共下水道の計画決定区域外において合併処理浄化槽を設置使用とするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助金額) 第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。 別表1 1.人槽区分 2.限度額 5人槽 354千円 6~7人槽 411千円 8~10人槽 519千円 | 合併浄化槽設置整備事業補助金 平成14年度より施行 年5基程度 補助金額 5人槽 800千円 6~7人槽 960千円 8~10人槽 1280千円 | 補助金額の差がある。 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 7 犬引き取り回収事業 | 定時・定点回収制度 (県) 捕獲箱貸し出し制度 (業者委託) | 捕獲箱貸し出し制度 (直営) | 運営形態に差がある。 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 8 雑草の除去 | 平成14年4月1日より施行の「きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例」第12条において空き地の管理があり、調査・指導・勧告・命令後代執行が出来、費用徴収する | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 9 悪臭 | 悪臭防止法 (全地域指定) | | | 現行どおりとする。 |
| 10 騒音 | 環境基準 騒音規制法 県公害防止条例の規制を受ける (全地域指定) | | | 現行どおりとする。 |
| 11 振動 | 振動規制法 県公害防止条例の規制を受ける | | | 現行どおりとする。 |

環境衛生事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|---|-----------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 12 特定建設作業 | 騒音 振動規制法 県公害防止条例の規制を受ける | | | 現行どおりとする。 |
| 13 土砂条例 | 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の意見 提出事務 | | | 現行どおりとする。 |
| 14 ごみの散乱防止に関する条例 | きれいなまち新居浜をみんなで作る条例」 放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 15 し尿処理施設 | 衛生センター 処理能力 140kl / 日 1日当りの処理量 123kl / 日(し尿及び浄化槽汚泥) | 大湯地区自然的農村還元槽 3基 | 処理形態の違い | 新居浜市の処理施設で処理する。 |
| 16 し尿汲み取り | 委託業者及び許可業者 (150円 / 18L) | 許可業者 (245円 / 18L) | 手数料の差がある。 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 17 ごみ処理施設 | 1.焼却施設 処理能力 75t / 日 × 3炉 2.破碎施設 処理の力 50t / 5h 3.リサイクルプラザ 処理能力 資源ごみ選別施設 15t / 5h プラスチック減容化施設 5t / 5h 前処理破碎施設 20t / 5h 4.最終処分場 埋立容量 335,000m ³ | 1.焼却施設 地区毎に小型焼却炉 10基程度設置 2.破碎施設 処理施設なし 3.リサイクルプラザ 処理施設なし 4.最終処分場 処理施設なし | | 新居浜市の処理施設で処理する。 |
| 18 環境行政に関するその他の制度 | 環境基本条例 平成14年9月制定予定 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | 環境アドバイザー 登録制度 26名登録 謝礼金なし | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | 環境市民会議 公募委員 25 名 任期 2年 謝礼金なし | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | グリーンショップ宣誓制度環境に配慮した事業活動を行っている事業者を登録(宣誓)し 市民に広報する。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | 廃棄物減量等推進審議会 委員20名以内 任期 2年 委員謝礼金なし | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |

環境衛生事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|---------------------------|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 18 環境行政に関するその他の制度 | グリーン購入ガイドライン 市が調達を要する物品等の選択ガイドラインを策定しグリーン購入を推進する。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | 環境審議会 委員 20 名 任期 3 年 謝礼 9,000 円/回・人 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する |
| | 環境基本計画 平成15年12月策定予定 | | | 合併後調整を図るものとする |
| | 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成15年3月改訂予定 | | | 別子山村を組み込んだ計画とする |
| 19 公衆便所 | 設置数 9 | 設置数 9 | | 現行どおりとする。 |
| 20 交通災害共済事業 | 新居浜市交通災害共済事業(市独自) | 愛媛県町村交通災害共済制度に加入 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 21 交通安全教育 | 幼・保・学校・高齢者などを対象に交通安全教育を実施 年166回 18,600名 | 幼・保・学校・高齢者などを対象に交通安全教育を実施 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------------|---|--|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 農村地域整備 開発促進事業 | 1 経営対策体制整備推進事業 160千円 経営・生産対策推進会議による地域農業マスタープランの策定や年度活動計画の協議・調整等を行う 2 農業経営体体質強化対策事業 1,300千円 農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想を実現していく事業 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 2 米穀集荷対策 事業 | 食糧法の計画流通制度により、消費者への米の計画的かつ安定的な供給を目的に、予定計画出荷基準数量の決定から計画出荷基準数量の確定まで、生産者へ数量通知等の事務処理を行う 246千円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 3 生産調整推進 対策費 | 米余剰に対し、「食料・農業・農村基本法」を踏まえ現在、水田農業経営確立対策を行っている。 1 生産調整推進対策指導推進事業 3,331千円 2 生産調整推進対策確認事務 1,791千円 3 水田営農高度化推進事業 770千円 4 水田営農活性化事業 240千円 5 農業生産総合対策事業 24千円 | 1 生産調整推進対策指導推進事業 23千円 2 生産調整推進対策確認事務 24千円 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 4 農林漁業後継 者自立支援事 業 | 1 青年農林漁業者等技術研修支援事業 2 後継者結婚祝い金支給事業 3 後継者住宅整備支援事業 上記に該当あれば、支出 | | | 現行どおりとする。 |
| 5 若い農業者就 農促進対策費 | 若い農業者や農家子弟の組織活動を支援することにより、担い手の確保や農地の有効利用を図る。 青農くらぶ活動助成 150千円 | | | 現行どおりとする。 |
| 6 農業共済組合 育成費 | 当事業は、農業災害補償法に基づき、農業共済制度の安定を図るため、補助金を出し育成するものである。 補助額 2,500千円 | 新居宇摩農業共済事業補助金として50千円の補助金支出 | | 合併時に統一する |
| 7 農畜産物共励 展示費 | にいほま農業まつりにおける定額補助。 農産物品評会、枝肉共励会、各種即売等を通じ、農家の生産意欲と活力ある新居浜農業の発展拡大を図る。 総事業費・JA新居浜市 5,000千円 内市 950千円 | | | 現行どおりとする。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|---------------|---|---|--|---------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 8 地域農業活性化対策事業 | <p>中核的な農家に対し、支援を行うことで適地適作の作物振興、農地の有効利用、転作作物の定着化等を図り、地域農業の活性化を目指す。</p> <p>1 21世紀型農業産地育成事業 条件整備事業 18,270千円 市町村推進事 200千円</p> <p>2 キュウリ予冷库設置事業 3,298千円</p> | | | 現行どおりとする。 |
| 9 自然農園推進費 | <p>良好な生活環境の保全と遊休農地の有効活用という見地から、現在市内に54農園あり、ふれあい研修会・収穫祭等を通じ、会員や市民との交流を図っている。</p> <p>1 自然農園推進委託料 390千円 2 ふれあい農園推進委託料 260千円</p> | | | 現行どおりとする。 |
| 10 水産業振興事業 | <p>近年の漁業を取り巻く環境は、水産資源水準の低迷等に加え、養殖魚との需給バランスの崩れや輸入水産物との競合による生産者価格の低迷、一般消費者の魚離れ等の要因から、漁家経営の悪化している今日、つくり育てる漁業への支援、漁場環境の保全、共同利用施設等の整備拡充を図る。</p> <p>1.中間育成放流事業 523千円 2.漁場廃棄物回収事業 760千円 3.共同利用施設設置事業 1,140千円 4.活魚水槽給水ポンプ補修 950千円</p> | <p>銅山川内水面漁業協同組合に稚魚放流事業補助金として、10万円を毎年補助している。総補助金は、100万円であるが、残り90万円は伊予三島市が負担している。</p> | <p>現状は、総補助事業費100万円のうち、10万円ですんでいるが、合併後は、伊予三島市と1/2づつとなる可能性がある。</p> | 銅山川漁協との調整を行う。 |
| 11 漁場造成事業 | <p>昭和40年から42年にかけて設置された川養殖用の導流堤が、現在では川養殖の衰退から、漁船や一般船舶の航行の支障となっている。これを撤去する際に発生する石材により、新たな漁場を造成する。</p> <p>1.漁場造成(L=40m) 6,900千円</p> | | | 現行どおりとする。 |
| 12 大島漁港改修事業 | <p>近年の漁船の大型化により、既存漁港内の航路泊地の水深が不足し、安全な漁船の係留が困難な状況にあるため、総合的な機能を有する、安全で利便性の高い漁港の建設を図る。また、浮桟橋、渡橋、特目岸壁の改修を実施する。</p> <p>1.航路浚渫 19,200千円 2.底質調査 800千円 3.渡橋製作 36,000千円 4.護岸・桟橋渡橋据付 74,000千円</p> | | | 現行どおりとする。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------|--|--|----------------------------------|--------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 13 漁港整備事業 | 市内5漁協の基盤施設は、それぞれ老朽化が著しく、各漁協からの要望を受けて、優先順位を付け、緊急性の高い要望から順次、施設の補修、整備を実施してゆく。 1.野積場舗装(沢津) 800千円 2.公園整備等(沢津) 950千円 3.港内道路改良(沢津) 3,000千円 4.道路浸水対策(大島) 8,300千円 5.改修附帯(大島) 1,300千円 | | | 現行どおりとする。 |
| 14 その他漁業関係 | 平成15年度以降の漁港整備、漁港海岸整備、漁業振興などの各種事業を予定している。 | | | 現行どおりとする。 |
| 15 広域基幹林道開設事業 | 県営事業広域基幹林道加茂角野線の開設負担金等新居浜市分13.7km 地元負担金(10%) 9,000千円 開設付帯事業 3,216千円 | | | 現行どおりとする。 |
| 16 林道開設事業 | 県単林道2路線開設補助金 大野山小又線 1,500千円 長谷芳谷線 1,500千円 50%補助 地元負担なし 林道開設等債務負担償還補助(平成元年～12年度事業分) 補助金37,939千円 | 林道費90,709千円で村が林道開設を行っている。 保土野線開設工事 太田尾大湯線開設工事 豊後線開設工事 3路線設計委託等 | 新居浜市は補助金で実施しているが、別子山村は直営で開設している。 | 当面、現行どおりとする。 |
| 17 林道管理費 | 市管理林道高速側道の維持管理管理費1,990千円 一般通行の多い組合管理林道の管理補助 1,382千円 | 林道維持管理費3,432千円 | | 当面、現行どおりとする。 |
| 18 森林整備担い手育成対策事業 | 担い手育成確保のため、県単事業で労災保険料、退職金積立に補助 補助 570,000千円 県補(1/3) 284,000千円 市補(1/3) 286,000千円 | | | 現行どおりとする。 |
| 19 林業構造改善事業 | 林業構造改善事業補助金(H.11～H.13) 担い手育成推進事業 経営基盤拡充事業 市補助(国県補助含) 6,101千円 経営効率化事業(林道開設) 市補助(国県補助含) 44,690千円 地元負担なし | | | 現行どおりとする。 |
| 20 水土保全緊急間伐対策事業 | 水土保全緊急間伐対策事業補助間伐 102ha 事業費16,107千円 市補助金(国県補助含) 8,296千円 市補助率20%以内 | | 現行新居浜市のみであるが、合併後は事業増加となる。 | 現行どおりとする。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------|--|---------------------------------|-------------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 21 林業・木材産業構造改革事業 | 林業・木材産業構造改革事業補助 (H14～H18) 平成14年度事業費30,000千円 林道開設140m 市補助(国県補助含)30,500千円 | | | 現行どおりとする。 |
| 22 森林管理推進費 | 放置林対策事業として「愛媛の森林基金」に会費を負担 (H14～H23)24,318千円 平成14年度 809千円 | (財)愛媛の森林基金へ8万円を負担している。 | | 合併時新居浜市に統一する。 |
| 23 ふるさと水と土保全対策事業 | 1 集落共同活動補助 (市補助金 50千円) ふるさと水と土保全対策基金条例 | 活動実績なし 中山間ふるさと水と土保全基金 | 別子山村の基金の取扱い | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 24 土地改良事業 | 1 県単独土地改良事業(負担金 補助金) 農道改良事業 大野井手地区(市補助額 3,097千円) 八ツ峰地区(市補助額 4,969千円) 馬淵新田南地区(市補助額 2,171千円) 芳谷地区(市補助金 1,255千円) 又野東地区(市補助金 6,254千円) 榎木又地区(市補助金 6,213千円) 長野上井手地区 (市補助金 1,264千円) 長野下井手地区 (市補助金 4,388千円) かんがい排水事業 大井手地区(市補助金 4,429千円) 早尾井手地区(市補助金 3,368千円) 前浜地区(市補助金 5,725千円) 田出原池地区(市補助金 1,103千円) 小河谷地区(市補助金 3,315千円) 蔵の内東地区(市補助金 735千円) 洪水幹線地区(市補助額 8,082千円) 宇高北地区(市補助額 6,735千円) 農道舗装事業 くの坪地区(市補助金 574千円) 馬木地区(市補助金 1,434千円) | なし 別子山村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-----------|--|--|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 24 土地改良事業 | 2 土地改良施設維持管理適正化事業 (負担金 補助金) ・ため池補修事業 六郎池地区(市補助金 2,075千円) ・水路補修事業 政枝松木幹線地区(市補助金 2,075千円) 膳明地区(市補助金 2,075千円) 北内地区(市補助金 1,660千円) 宮原地区(市補助金 1,660千円) 政枝幹線地区(市補助金 1,245千円) 洪水幹線政枝地区(市補助金 830千円) | なし (上記に同じ) | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 3 県営ため池等整備事業 (負担金 補助金) 四ツ池地区 H13～H15 (H14市負担金 5,250千円) | なし(ため池がない) | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 4 市単独土地改良事業 (負担金 補助金) ・市単独土地改良事業 水路改良22地区(市補助金 27,400千円) 農道改良3地区(市補助金 4,600千円) ため池用地測量1地区(市補助金 1,000千円) 登記関係事業(市補助金 5,000千円) | 村営単独事業(2,000千円) 排水路の改修 別子山村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 5 ため池等整備事業 (市直営) 山神地区 H14～H16 (H14市費 6,100千円) | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 6 農業用樋門改修事業(市単独) 松神子樋門電動化 (市費 6,000千円) | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 7 農道等維持管理事業 農道・水路補修 (市費 20,000千円) | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 8 原材料支給事業 (市費 2,000千円) | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 9 県単独土地改良事業償還金補助 債務負担償還金補助 S62～H13県単独土地改良事業 農林漁業金融公庫借入金の償還補助 (H14償還金 72,372千円) | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

農林水産事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------------|--|--------------------------|---------------|---|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 24 土地改良事業 | 10 新居浜市土地改良事業補助金交付要綱に基づき土地改良区に事業補助 | 別子山村土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 | 別子山村に土地改良区がない | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討する。 |
| 25 土地改良道路等の施設の管理及び境界立ち会 | 土地改良事業で造成された施設の管理、法定外公共物の管理及び境界立ち会、各種証明書の発行は土地改良区が行う | 村直轄 | 別子山村に土地改良区がない | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討する。 |
| 26 災害復旧事業 | 国庫災害復旧事業は新居浜市が事業主体、単独災害は土地改良区が事業主体で施行 | 村直轄 | 別子山村に土地改良区がない | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討する。 |

建設事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|----------------|--|---------------|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 公園 (1)管理 | 都市計画課 | 公園法に該当する公園 なし | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (2)使用料 | 都市公園条例 第9条、法第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第2条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる使用料については、別表第2より算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料として納付しなければならない。 (1)競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（法第7条第6号） (2)行商、募金その他これに類する行為をすること。 (3)業として行う写真の撮影のうち臨時的なもの (4)業として行う映画の撮影 (5)興業 (6)競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。（条例第2条第1項第4号） | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 2 都市計画の区域区分 | 有 | 区域区分 なし | | |
| 3 道路公園等の都市基盤整備 | 新居浜駅周辺において土地区画整理事業を施行中 駅前地区 面積 27.8ha 事業費 261億円 9.4億円 / ha | 土地区画整理事業 なし | | 現行どおりとする。 |

建設事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-----------------------------------|---|---|--|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 4 市単独予算での道路拡幅に関する基本方針 | <p>1.自治会役員又は世話人等で土地所有者の同意を得た後、市へ要望。 要望受付</p> <p>現地調査</p> <p>協議調整</p> <p>測量実施</p> <p>用地買収、物件補償</p> <p>分筆・所有権移転登記</p> <p>工事実施</p> <p>2.用地買収基本方針 有効幅員4.0mに拡幅する場合 田、畑 700円 / m² 宅地 1,000円 / m² 有効幅員4.0m以上に拡幅する場合 4.0mまでの部分は と同じ 4.0mを超える部分は時価 隅切りの場合は時価</p> <p>3.物件補償基本方針 建物は基本的に買収線に当たらないよう計画する。取り壊しだけですむ場合は市で施工することもある。 塀や生け垣等は補償金で対応し、当家で施工する。</p> | <p>1.住民からの要望もあるが、現行では村担当が判断して事業化している。</p> <p>2.用地の確保 国土調査が進捗中なので、土地、物件とも補償で処理し、後の国土調査で公的格付けをする。 補償費 山林 100円 / m² (基準)田、畑 3000 ~ 5000円 / m² 物件 用対連基準適用</p> | <p>別子山村は国土調査が進められており、分筆・所有権移転登記の必要性が薄いですが、早期に改善が必要である。</p> | <p>合併時に新居浜市の制度に統一する。</p> |
| 5 道路法に関する諸届出 32,25条関係 24条関係 | <p>道路法による許可、協議 占用、承認</p> | <p>道路法による 許可、協議、条例 無料 承認</p> | <p>道路占用条例等の統一</p> | <p>合併時に新居浜市の制度に統一する。</p> |
| 6 道路法による新規道路の認定基準 | <p>開発行為、原則的に帰属 その他の道路、認定基準に基づき認定する。</p> | <p>認定基準 なし</p> | <p>市道路認定基準に適合しない村道の取り扱い</p> | <p>合併時に別子山村の村道をすべて市道認定する。(新居浜市道路認定要綱第2条ただし書きを適用)</p> |

建設事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------------------------|--|---|---|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 7 道路境界事務に関する事項 | 公図、台帳等幅員による確認 | その都度公図、幅員、現場確認 | 道路台帳の統一 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 8 道路維持管理 舗装補修 パトロール 除草、剪定 | 業者委託 年間33,000千円 パトロールの実施 業者委託 年間22,000千円 | 砂利道 なし 舗装補修 常時実施 パトロール実施(常時) 委託 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 9 建築基準法 その他関連法の 関係事務 | 新居浜市長が特定行政庁設置。 (昭和55年4月1日) 建築確認等の事務。 建築基準法第4条第2項の規定による、建築主事を置いている。 新居浜市建築関係手数料条例(別表第1,別表第2,別表第3) | 愛媛県知事の特定行政庁の行政区域。三島土木事務所管内。 手数料は、愛媛県と新居浜市は同一 | | |
| | 新居浜市長の事務。 通称、ハートビル法 耐震改修促進法 建設リサイクル法の事務。 | 愛媛県知事の事務。 三島土木事務所管内。 | | |
| 10 住宅金融公庫 法関係事務 | 住宅金融公庫受託事務。 住宅金融公庫の融資住宅等の設計審査及び現場審査。 | 愛媛県知事の事務。 三島土木事務所管内。 | 業務委託契約の変更 手続きは必要なし。 (ただし、新市の名称が 変更となる場合には、 住宅金融公庫に連絡する) | |
| 11 租税特別措置 法関係事務 | 住宅用家屋証明事務。 新居浜市建築関係手数料条例(別表第3第1項) 申請手数料 1,200円 / 1件 | 別子山村の事務。 実績 近年にはなし。 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| | 優良住宅新築認定事務。 新居浜市建築関係手数料条例(別表第2第33項) | 別子山村の事務。 実績 近年にはなし。 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

建設事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------------|---|---|---|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 12 公営住宅法関係事務 | <p>公営住宅の整備(建設及び管理) 公営住宅 次良丸団地の建て替え完了以降、事業は中断しているが、今後も狭小老朽化したものの建て替え事業を推進する必要がある。 建設担当 建築課 管理担当 管財課 管理総戸数 2,017戸</p> | <p>別子山村村営住宅 公営住宅 昭和32年築 木造 5戸(弟地) " " 5戸(保土野) 活性化推進住宅 平成12年築 木造 4戸(瓜生野) 平成 5年築 RC 6戸(肉淵) 平成 4年築 木造 1戸(肉淵) 昭和32年築 木造 1戸(草原) 管理総戸数 22戸 備考 上記のほかに弟地の公営住宅1戸は老朽化のため、年度内に取り壊し予定 建設担当 特に定まっていない 管理担当 総務課財務係 「公的住宅事業」 活性化推進住宅12戸は、村への入村・定住を期待して、村単独事業で取り組んだものである。</p> | <p>建設関係 昭和32年築(木造) 11戸が耐用年数をすぎ、老朽化している。</p> | <p>公営住宅の建設については新市建設計画に基づき、計画的に実施するものとする。</p> |

下水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|--------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--|--|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | | | | | | | | | | | |
| 1 公共下水道事業 | <p>受益者負担に関する条例 負担金の額(条例第4条) 下記に掲げる1平方メートル当たりの額に土地の面積を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>排水区域</td> <td>1平方メートル当たりの額</td> </tr> <tr> <td>第1次排水区</td> <td>152円</td> </tr> <tr> <td>第2次排水区</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>第3次排水区</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>第4次排水区</td> <td>252円</td> </tr> </table> | 排水区域 | 1平方メートル当たりの額 | 第1次排水区 | 152円 | 第2次排水区 | 210円 | 第3次排水区 | 210円 | 第4次排水区 | 252円 | | | |
| | 排水区域 | 1平方メートル当たりの額 | | | | | | | | | | | | |
| | 第1次排水区 | 152円 | | | | | | | | | | | | |
| | 第2次排水区 | 210円 | | | | | | | | | | | | |
| | 第3次排水区 | 210円 | | | | | | | | | | | | |
| | 第4次排水区 | 252円 | | | | | | | | | | | | |
| <p>負担金の納期(規則第6条) 第1期 7月1日～7月31日 第2期 10月1日～10月31日 第3期 1月1日～1月31日</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>納期前納付(条例第7条第4項) 当該納期の後の納期(次年度以降に係る納期を含む)に係る納付すべき負担金を合わせて納付すること</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>納期前納付報奨金(規則第8条) 条例第7条第4項ただし書きの規定により負担金を納期前納付したときは、納期前に納付した額の100分の0.35に納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>新居浜市下水道条例 (下水道使用料の徴収方法) 水道局に徴収事務を委任している。 (使用料) 第17条 市長は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。 2 使用料の額は、使用者が毎使用月において排除した汚水の量に応じ次の表の定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 使用料(1月につき) 基本水量10立方メートルまで基本料金850円 超過料金立方メートルにつき 10立方メートルを超え20立方メートルまで 105円 20立方メートルを超え50立方メートルまで 135円 50立方メートルを超え100立方メートルまで 155円 100立方メートルを超えるもの 175円 湯屋汚水 1立方メートルにつき 25円</p> | | | | | | | | | | | | | | |

下水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|----------------|---|-----------------|----|-----------------------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 公共下水道事業 | <p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第18条 使用者が排除した汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合は、市長が認定する。</p> <p>(2)井戸水その他の使用による汚水量の排出量は、使用者の態様その他の事情を考慮して市長が認定する。</p> <p>家庭用に地下水を使用する場合 一人につき 8%とする</p> <p>事業用に地下水を使用する場合 量水器による実測</p> | | | |
| | <p>水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則</p> <p>既設便所を水洗便所に改造する者に対する改造資金の融資あっせん及び融資を行う取扱金融機関への利子補給</p> <p>(1)融資あっせん 1件 50万円以内</p> <p>(2)償還額 1万円×50回</p> | | | |
| | <p>生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金交付規則</p> <p>既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する生活扶助世帯に対し、改造工事に要する経費について、予算に定める範囲内で補助する。</p> <p>補助金 最高限度額 20万円</p> | | | |
| 2 農業集落排水事業 | なし | | | |
| 3 合併処理浄化槽 | 市民環境部から提出 | | | |
| 4 督促手数料 | <p>督促手数料の額 1通につき100円</p> <p>対象となる使用料等 受益者負担金 下水道使用料</p> | | | |
| 5 登録手数料 | <p>新居浜市下水道条例(登録手数料)第32条</p> <p>(1)指定工事店 1件 5,000円</p> <p>(2)責任技術者 1件 3,500円</p> | | | |
| 6 雨水放流同意 | 施設管理者の同意が必要 | | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。(ただし、管理者との協議が必要) |
| 7 合併浄化槽処理水放流同意 | 施設管理者の同意が必要 | 管轄自治会長の同意を必要とする | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。(ただし、管理者との協議が必要) |

下水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|--|---|----|-----------------------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 8 河川管理 | <ul style="list-style-type: none"> 普通河川は災害復旧事業等で改修 県管理河川の管理協定部分の維持管理 準用河川の指定なし(河川管理条例の規定なし) | <ul style="list-style-type: none"> 普通河川は災害復旧事業等で改修 準用河川の指定なし(河川管理条例の規定なし) 銅山川他10河川(一級河川支川 県管理) | | |
| 9 排水路・下水管取付使用許可申請 | 放流先の施設管理者の同意か許可が必要 | 村有施設なし。用水路、県道側溝、河川へ個々に放流 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。(ただし、管理者との協議が必要) |

学校教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|----------------------|---|---|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1.幼稚園 (1)公立幼稚園 | ・幼稚園数 2園 [定員480名][実員223名] 1.対象 4,5歳児 2年保育 2.入園料 2,000円 保育料 4,000円/月 3.保育時間 9:00~12:00(月水金曜は14:00まで) 4.送迎バス なし 5.保育料の減免 ・市民税非課税世帯 年額20,000円 | | | 現行どおりとする。 |
| (2)私立幼稚園 | ・幼稚園数 10園 [定員2,400名][実員1,345名] 1.対象 3,4,5歳児 2.幼稚園就園奨励費補助金 ・市民税非課税及び生活保護世帯年額90,000円 ・市民税所得割非課税世帯 年額70,000円 ・市民税所得割課税の額102,100円以下となる世帯年額32,000円 | | | 現行どおりとする。 |
| 2.義務教育 (1)小中学校の概況 | ・小学校 平成13年5月1日現在 (1)学校数 17校 (2)学級数 普通学級 233CL 特殊学級 16CL (3)児童数 7,076人 (4)施設状況 一般校舎 73,101㎡ 屋内運動場 15,929㎡ 柔剣道場 なし (5)敷地面積 333,751㎡ (6)給食実施状況 単独 17校 共同 なし | ・小学校 (1)学校数 1校 (2)学級数 普通学級 2CL 特殊学級 CL (3)児童数 7人 (4)施設状況 一般校舎 1,009㎡ 屋体講堂 551㎡ 柔剣道場 なし (5)敷地面積 4,179㎡ (6)給食実施状況 単独 (自校調理) 1校 小・中学校児施童生徒が小学校状のランチルーム況と一緒に食事をしている。自校調理、小中共同実施 | | / |
| | ・中学校 平成13年5月1日現在 (1)学校数 11校 (2)学級数 普通学級 117CL 特殊学級 12CL (3)児童数 3,978人 (4)施設状況 一般校舎 46,069㎡ 屋内運動場 11,167㎡ 柔剣道場 4,461㎡ プール 4,325㎡ (5)敷地面積 266,545㎡ (6)給食実施状況 単独 2校 共同 9校 | ・中学校 (1)学校数 1校 (2)学級数 普通学級 2CL 特殊学級 CL (3)児童数 11人 (4)施設状況 一般校舎 852㎡ 屋体講堂 145㎡ 柔剣道場 なし プール 村民プールを授業中専有 (6)給食実施状況 小・中学校児施童生徒が小学校状のランチルームと一緒に食事をしている。 自校調理、小中共同実施。 | | |

学校教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|---------------------------|--|-------------------|----------------------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (2)市費職員(用務員) [給食関係は別記] | ・非常勤職員 ・年齢(30～59歳) 大島は例外 ・各校2名 午前、午後各1名 勤務時間 午前(7:30～12:30) 午後(12:00～17:00) | ・正規労務職員 1名(女性51歳) | 新居浜市には正規職員(用務員)はいない。 | 合併時まで調整する。 |
| (3)障害別特殊学級 | 1 実施校 知的障害 新居浜小、宮西小、金子小、高津小、浮島小、垣生小、神郷小、多喜浜小、泉川小、船木小、中萩小、大生院小、角野小、東中、西中、南中、北中、泉川中、船木中、中萩中、大生院中、角野中、川東中 情緒障害 浮島小、角野小、西中 2 従来からの知的障害に加え情緒障害の学級を設置し、心身に障害を持つ児童生徒の心身の発達や障害に応じた指導を行っている。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (4)英語指導助手事業 | 英語力の向上や国際理解促進を図るため、中学校に外国人英語指導助手3人を配置している。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (5)就学援助制度 | 1 対象 要保護準要保護児童生徒及び特殊学級児童生徒 2 支給額 (準要保護) (特殊) ア.学用品、通学用品費 ・小1 11,100円/年 左の1/2 ・2～6 13,270円/年 〃 ・中1 21,700円/年 〃 ・2～3 23,870円/年 〃 イ.新入学児童生徒学用品費 ・小学 19,900円/年 左の同額 ・中学 22,900円/年 〃 ウ.学校給食費 実費支給 左の1/2 エ.クラブ活動費 なし なし オ.通学費 実費支給 実費支給 カ.校外活動費(宿泊なし) ・小学 1,510円/年 左の1/2 ・中学 2,180円/年 〃 キ.校外活動費(宿泊あり) ・小学 実費支給 1,735円/年 ・中学 実費支給 2,920円/年 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

学校教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|---|---|---------|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (5) 就学援助制度 | 7. 修学旅行費 ・小6 実費支給 左の1/2 ・中2 実費支給 " 7. 交流学习交通費 なし 実費支給 | | | |
| | | 福祉奨学給付金 対象 高等学校生徒 3年間 支給額 月額 10,000円 私学援助 なし | 市とのバランス | 合併以後 5年間存続し、以後廃止。 |
| (6) 育英事業 | 1 入学準備金貸付制度 (1) 対象者 高等学校及び高等専門学校に入学しようとする者の保護者。 (2) 貸付金額 1人50,000円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 2 奨学資金貸付制度 (1) 対象者 高等学校、高等専門学校、大学または専修学校に在学し、学資の支弁が困難な者。 (2) 貸付金額 高等学校 8,000円/月 高等専門学校 1～3年10,000円/月 4～5年18,000円/月 大学、専修学校 26,000円/月 | ・育英奨学金 対象者 高校生、高専、大学生 要件 学資の支弁が困難な者 貸付金額 10,000円/月 | 制度が異なる。 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 |
| | 3 特別奨学資金貸付及び給付制度 (1) 対象者 大学院又は海外の大学に入学し、学資の支弁が困難な者。 (2) 貸付金額 1人30,000円/月とし、20,000円は貸付金、10,000円は給付金。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| | 4 青野記念奨学資金貸付及び給付制度 (1) 対象者 大学に入学し、学資の支弁が困難な者。 (2) 貸付金額 1人32,000円/月とし、16,000円は貸付金、16,000円は給付金。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

学校教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-------------------|---|---|----------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (7)教育相談事業 | 1 不登校児童生徒が増加の傾向にあることから平成5年度から適応指導教室を設置し、3人の指導員が児童生徒の相談に当たっている。 2 平成10年度から全中学校に心の教室相談員を配置し、生徒に対する日常的な相談に当たっている。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (8)情報教育の推進 | 高度情報化社会に対応する人材を育成するため、平成12・13年度で中学校の教育用パソコン各校40台を、小学校は平成12年度で各校10台を導入した。 また、平成12年度から情報教育講師5人を小中学校に派遣している。 | 高度情報化社会に対応する人材を育成するため、平成11年度に中学校の教育用パソコンを4台、小学校は平成12年度で3台を導入した。 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| (9)小学校学校生活介助員制度 | 1 対象者 普通学級に在籍する身体に重度の障害のある児童 2 内容 学校生活の介助等 3 利用者負担 なし | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 3 学校給食 (1)調理施設 | 共同調理場 (2施設) 中学校 9校 小学校 1校 単独校 (16施設) 中学校 1校 小学校 16校 | 小・中共同の調理場 | | 現行どおりとする。 |
| (2)職員の配置 | 共同調理場 (2施設) 所長 1人 場長 1人 事務職 2人 (正規 1人、臨時 1人) 栄養職員 4人 (県費 3人、市費 1人) 調理員 37人 (正規 4人、臨時 21人、非常勤 12人) 運転士 5人 (非常勤 5人) 運転補助員 5人 (非常勤 5人) 配送員 4人 (非常勤 4人) 配膳員 19人 (非常勤 19人) 単独校 (16施設) 栄養職員 15人 (県費 6人、臨時 4人、委託 5人) 県費職員が配置されない場合市費で配置 調理員 86人 (正規 29人、非常勤 57人) 搬送員 6人 (非常勤 6人) | 給食従事者 2名のうちパート2名 | ・市との賃金格差 | 合併時まで調整する。 |
| (3)給食費 | 小学校 220円 中学校 260円 | 小学校 210円 中学校 240円 | 金額が異なる | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| (4)献立作成 | 米飯 週3回 パン 週2回 | 栄養士が毎月定期的に作成 給食内容、曜日指定なし | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------------------|--|---|-----------|--------------------------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 1 社会教育委員 | 15名 | 8名 (公民館運営審議会委員と兼任) | 村報酬支出 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 2 公民館運営審議会 | 17公民館に設置 各館 15名以内。 | 8名 (社会教育委員と兼任) | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 3 公民館 (1) 公民館職員 | 館長 1名 非常勤職員 主事 1名 正規職員 主事補 1名。非常勤職員 管理人 1名 〃 ただし、大島公民館は館長が主事兼務 | 公民館 1館 館長 1名 (教育長兼務) 主事 1名 主事補 1名 | | 合併時まで調整する。 |
| (2) 公民館の運営管理 | 開館時間 9:00~21:30 休館日 国民の祝日 年始 1月2日から3日 年末 12月29日から31日 使用料 無料 | 開館時間 8:30~22:00 必要の無い場合においては 平日閉館 17:00 土曜日閉館 12:00 休館日 毎週土・日曜日、祝祭日 年末 12月29日~1月3日 使用料 1日・1時間 大ホール 4,000・300 調理実習室 3,000・200 老人研修室 2,000・200 図書室 2,000・200 和室 1,000・200 全館 10,000・1,000 ただし村民の使用料は無料 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。別子山村の使用料については、廃止する。 |
| (3) 公民館施設 | 公民館数 17館 利用人数 424,967人 | 公民館 1館 利用人数 2,214人 | | |
| (4) 公民館事業 | 家庭教育 婦人教育 高齢者教育 文化講座 健康教育 青年育成講座 乳幼児期教育 手芸教室 児童の健全育成 親子いきいきふれあい事業 生涯学習モデル公民館事業 スポーツ健康教室 子育てセミナー 地域社会教育活動総合事業 校区運動会 校区文化祭 公民館だより・Ⅱ講習会 | Ⅱ講習会 書道教室 料理教室 国際交流学習 英会話教室 夏休み公民館広場 | 講師謝金に格差あり | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------------|--|---|-------|---|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 4 学校施設の開放 | 開放箇所 小学校 17校、中学校 10校 開放施設 運動場、体育館 開放日時 (昼間) 9時から18時30分 (夜間) 18時30分から21時30分 夜間照明使用料 (運動場のみ) 710円 利用者数 運動場 139,221人 体育館 296,286人 | ・スポーツ開放 秋季大運動会 ・クリエイション ・文化祭 ・盆踊り 使用料 電灯料の徴収可 | 使用料なし | 現行どおりとする。(運動場面積が狭く照明の照度も低く夜間開放に適さないため、無料とする。) |
| 5 少年補導委員 | ・定数 200名 (市長が委嘱) ・任期 2年 ・補導手当 1回 1,000円 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 6 生涯学習センター (1)施設の概要 | 開館 :日曜日、祝日など除く9時～21時 施設 :生涯学習センター (研修室・ライブラリー室) ・垣生学習館 ・神郷学習館 職員 :所長、主幹、社会教育指導員 5人、事務職員 合計 8名 | | | 現行どおりとする。 |
| (2)生涯学習大学 | 講座 ・日本文学講座 ・日本史セミナー ・遍路学事始め ・人間探求講座 ・別子銅山と庶民の暮らし 松山大学公開講座 新居浜高専市民講座 ・ふるさとた探訪 ・21世紀を生きる知恵 ・身近な法律講座 新居浜おもしろ学 悠游学広場 健康を考える 初級映像入門 現地に学ぶ ・英語による国際理解 ・中国語会話 雑談しま専科 ・中国語善意通訳養成講座 国際アラカルト ・おもしろ探検談 ・女と男のいきいき学 ・初級やさしい文章教室 夏季大学 修業の集い | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (3)生涯学習大学の推進 | 生涯学習推進員 20名 (生涯学習大学の講座企画及び運営のボランティア) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| (4)ライブラリー関係 | ・ビデオコンテスト ・機器の貸し出し ・16ミリ映写機検定 ・ビデオ編集講習会 ・ビデオ委託 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|---------------------------|--|----------------------------|-------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 7 社会教育団体 | (連合婦人会) 単位婦人会数 11 会員数 2000人 (愛護班連絡協議会) 単位愛護班数 13 会員数 3000人 (PTA連合会) 単位PTA数 27 会員数 9000人 | 婦人会 会員数 32人 PTA 会員数 17人 | | |
| 8 高齢者生きがい創造学園 (1)施設の概要 | 開館 :日曜日、祝日などを除く9時～17時 施設 談話室、調理室、大会議室、陶芸室、卓球室、階段教室 各1室、普通教室 3室、音楽室 2室、会議室 2室、レッスン室 20室、予備室 9室、屋外施設 グランド 職員 園長、社会教育指導員 3人、事務職員、管理人 計 6名 | | | 現行どおりとする。 |
| (2)講座 | 高齢者を賢く生きる 心とからだの健康管理 郷土の歴史 郷土を歩く・男の料理教室 趣味の料理教室 短歌教室 茶道教室 書道教室 絵手紙教室 四季の組み木教室 写真教室 陶芸教室 コーラス教室 詩吟教室 家庭菜園教室 山野草栽培教室 健康美教室・軽スポーツ教室・レクリエーション教室 開講記念講演(行事) 学園祭、グランドゴルフ大会、視察研修 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 9 成人式 | 市民文化センターで市内全体を対象に実施。 対象者 約1,500人 | 公民館で実施 平成14年度成人予定者4名 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 10 青少年育成 | 団体名 レクさくらんぼ (実施内容) 浮島小学校...野外ターリング 船木小学校...野外ターリング 市内幼稚園小学校...やんちゃKDS 垣生小学校...チャレラン 総合福祉センター...福祉レク講習会 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 11 青少年団体の育成 | ボーイスカウト 2団 200人 ガールスカウト 2団 60人 青年協議会 会員 100名 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 12 文化財保護委員 | 7名(定数10名以内) | 6名 | 村報酬支出 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|----------------------|--|---------------------------------|------------------------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 13 芸術・文化 | 春の市民文化祭 秋の芸術祭 新居浜市美術展覧会 芸術文化総合体験事業 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 14 文化財保護事業 | 指定文化財公開(旧広瀬邸) 文化財巡視パトロール及び調査 指定文化財管理(口屋跡記念松) 指定文化財管理補助(アツケシソウ) 文化財めぐり事業 資料刊行 その他 | 平成13年度で初めて村指定 平成14年度表示板を設置予定 | ・ガイドマップ、新居浜の文化財(改訂版)作成 | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 15 指定文化財 | 国指定文化財 4件 県指定文化財 14件 市指定文化財 59件 | なし 平成13年度事業で村指定の予定 | | |
| 16 登録文化財 | 1件(住友化学歴史資料館) | | | 現行どおりとする。 |
| 17 スポーツ振興審議会委員 | 18名(定数20名以内) ・スポーツに関し学識経験者、各関係行政機関の職員より任命する。 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 18 市民文化センター運営審議会委員 | 15名(定数15名) 学識経験者 6名 社会教育団体の代表者 3名 社会福祉団体の代表者 3名 市の職員 3名 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 19 郷土美術館協議会委員 | 10名(定数10名以内) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 20 体育指導委員 スポーツ推進員 | 体育指導員 68名 スポーツ指導員 75名 | 体育指導委員 2名 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| 21 体育祭 | 小学校区体育振興会対抗 各種目クラブ対抗 10月体育の日と日曜日 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|---|------|----|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 22 スポーツ大会 | 市民歩け歩け大会 少年スポーツ大会(4種目) 軽スポーツ大会(2回、6種目) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 23 スポーツ教室 | 各校区別教室(軽スポーツ) 各ブロック別教室(軽スポーツ) 少年スポーツ教室 | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 24 講習会 講座 | 体力づくり指導者講習会(4回) 少年スポーツ指導者研修会(2回) 運動、栄養、休養の講座(36講座) | | | 合併時に新居浜市の制度を適用する。 |
| 25 文化施設の概要 | <p>【市民文化センター】</p> <p>開館時間 9:00～21:00(ホールは22:00)</p> <p>休館日 年末年始</p> <p>主な施設 大ホール、中ホール、会議室(和室4、洋室10)、料理教室、茶華道室、視聴覚室、プラネタリウム等</p> <p>使用料(終日/平日の場合)</p> <p>9～12 12～17 17～22 全日</p> <p>大ホール 6,000 10,000 14,000 30,000</p> <p>中ホール 3,000 6,000 8,000 18,000</p> <p>会議室(洋室)1,100～5,500円、会議室(和室)650～1,500円、料理教室 3,500円 茶華道室 3,000円、視聴覚教室 3,500円、プラネタリウム(大人60円、子供10円)</p> <p>その他、冷暖房使用料やガス使用料、用具使用料を徴収。</p> <p>利用者数(H12年度)</p> <p>大ホール 102,109人、中ホール 47,948人、会議室 84,313人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【文化振興会館】</p> <p>開館時間 9:00～21:00</p> <p>休館日 月曜日、年末年始</p> <p>主な施設 研修室4、調理実習室等</p> <p>使用料:</p> <p>9～12 12～17 17～21</p> <p>第1研修室 400 500 700</p> <p>第2研修室 700 1,000 1,300</p> <p>第5研修室 1,900 2,500 1,300</p> <p>利用者数(H12年度) 18,539人</p> | | | 現行どおりとする。 |

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|---|-------|-------|-----------------------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 25 文化施設の概要 | <p>【郷土美術館】 開館時間 9:30～17:30 休館日 月曜日、年末年始 主な施設 展示室7、事務室、収蔵庫等 使用料 展示室500～3,000円(終日の場合) 利用者数(H12年度) 39,171人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| 26 体育施設の概要 | <p>【市民体育館】 開館時間 9:00～21:00 休館日 月曜日、年末年始 主な施設 競技場、トレーニング室、体育室 使用料 (終日/平日の場合) 9～12 13～17 18～21 全日 競技場 2,000 3,000 4,000 8,000 体育室 1,000 1,500 2,000 4,000 利用者数(H12年度) 81,813人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【山根体育館】 開館時間 9:00～21:00 休館日 月曜日、年末年始 主な施設 競技場、柔剣道室等 使用料 (終日/平日の場合) 9～12 13～17 18～21 全日 競技場 1,500 2,500 3,000 6,000 柔剣道室 800 1,200 1,500 3,000 利用者数(H12年度) 40,398人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【市民プール】 開館時間:12:30～17:30(6/20～30、9/1～10、日曜は9:30～17:30)、 9:30～20:00(7/1～8/31) 開場日 :6月20日～9月10日 主な施設 50mプール、流水プール、子供プール、更衣室等 使用料 大人60円、子供10円(2時間) 利用者数(H12年度) 44,384人</p> | 村民プール | 使用料無料 | 現行どおりとする。別子山村の村民プールは教育的配慮から無料とする。 |
| | <p>【山根プール】 開館時間:13:00～20:00(1/4～5/31、10/1～12/28) 10:00～20:00(6/1～9/30) 休館日 月曜日、年末年始 主な施設 25mプール、幼児プール、ミーティング室、更衣室等 使用料 大人420円、子供210円(2時間) 利用者数(H12年度) 34,954人</p> | | | 現行どおりとする。 |

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|--|--------------------|-------|--|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 26 体育施設の概要 | <p>【市営野球場】 開館時間 6:00～21:00(4/1～11/30)8:00～21:00(その他の期間) 休館日 年末年始 主な施設 球場、観客席等 使用料： 職業 一般 学生 入場料を徴収する場合 60,000 15,000 7,500 2時間以内の練習 500 250 利用者数(H12年度) 33,494人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【市民テニスコート】 開館時間 8時～日没(1/1～3/31、12/1～12/31) 6時～日没(4/1～11/30) 休場日 年末年始 使用料： 一日 午前 午後 2時間 一般 210 100 150 60 学生 100 50 80 30 利用者数(H12年度) 34,925人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【山根テニスコート】 開館時間 8:00～21:00(1/4～3/31、12/1～12/28) 6:00～21:00(4/1～11/30) 休館日 月曜日、年末年始 主な施設 テニスコート、更衣室等 使用料(一般の場合、学生は半額) 照明施設使用なし 1時間まで 2時間まで 1時間増毎に 260 520 130 照明施設照明あり 1時間まで 2時間まで 1時間増毎に 570 420 210 利用者数(H12年度) 28,966人</p> | | | 現行どおりとする。 |
| | <p>【山根グラウンド】 休場日 年末年始 使用料は夜間照明のみ 利用者数(H12年度) 92,405人</p> | 運動公園 (ソフトボールグラウンド) | 村民は無料 | 現行どおりとする。ただし別子山村の運動公園は利用促進を図るため無料とし、市の使用料等の見直しの際に検討する。 |

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------|--|------|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 26 体育施設の概要 | 【康雲競技場】 休場日：月曜日、年末年始 使用料は無料 利用者数(H12年度) 37,055人 | | | 現行どおりとする。 |
| | 【重量拳練習場】 使用料は無料 利用者数(H12年度) 3,241人 | | | 現行どおりとする。 |
| | 【武徳殿】 使用料は無料 利用者数(H12年度) 19,490人 | | | 現行どおりとする。 |
| | 【弓道場】 開場時間 9:00～21:00 使用料は無料 利用者数(H12年度) 3,310人 | | | 現行どおりとする。 |
| | 【銅山の里 自然の家】 休所日：月曜日、12月1日～翌2月末 主な施設 宿泊棟、飯ごう炊飯棟、研修棟、集会所棟等 使用料： 1日 1泊 2日 1日増 小・中学生と先生 310 630 310 高校生以上一般 520 1,050 520 食事代は上記の料金に含まれていません食事(朝)600円、(昼)750円、(夕)850円 利用者数(H12年度) 5,269人 | | | 現行どおりとする。 |

社会教育事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|---------------------|--|------|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 26 体育施設の概要 | <p>【市営サッカー場】</p> <p>開館時間 9:00～17:00</p> <p>休館日 月曜日、年末年始</p> <p>主な施設 グラウンド、管理棟、倉庫等</p> <p>使用料：1面当たりの料金</p> <p>入場料を徴収する場合(全日)</p> <p>職業 一般 学生</p> <p>144,000 48,000 24,000</p> <p>入場料を徴収しない場合(全日)</p> <p>職業 一般 学生</p> <p>48,000 16,000 8,000</p> <p>入場料を徴収しない場合</p> <p>職業 一般 学生</p> <p>半日 24,000 8,000 4,000</p> <p>1時間当たり 6,000 2,000 1,000</p> | | | 現行どおりとする。 |
| 27 (財)新居浜市文化体育振興事業団 | <p>新居浜市が下記を委託</p> <p>・文化体育施設の管理運営</p> <p>市民文化センター、市民体育館、山根総合体育館、市営野球場、山根市民グラウンド、市民テニスコート、山根公園テニスコート、東雲市民プール、山根公園屋内プール、武徳殿、弓道場、重量拳練習場、東雲競技場、銅山の里自然の家、文化振興会館、市営サッカー場</p> <p>・文化事業の企画及び実施</p> <p>健康食料教室、演劇鑑賞教室、市民茶会、市民吹奏楽団定期演奏会、文化講演会</p> <p>・体育事業の企画及び実施</p> <p>市民バドミントン大会、市民おどりのつどい、つなぎ大会、市民クローカー大会、市民 軽スポーツ大会、体づくり指導者講演会、小学校バレーボール講習会</p> | | | 現行どおりとする。 |

| 項目 | 現 況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------|--|------|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 28 図書館 | 別子銅山記念図書館 開館 月曜日、祝日など除く9時～18時 蔵書 234,084冊 貸出 545,104冊 ・角野分館 開館 土、日曜日、祝日など除く9時～17時 蔵書 23,665冊 貸出 45,046冊 ・移動図書館「青い鳥号」 週3回市内24カ所のステーションを巡回。 蔵書 24,041冊 貸出 31,082冊 | | | 現行どおりとする。 |

水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| | | 現況 | | 課題 | 調整方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---|--|---|------|--------|-------|------|--|-------|------|------|--------|------|--|-----------|------|------|-----------|------|--|----------|--------|------|-----|------|--------|--------|------|-----------|------|--|----------|--------|------|-----|------|---------|---------|------|----------|------|--|---------------------------------------|---------------------------------|
| 項目 1 上水道事業 (1)概要 | 新居浜市 平成13年3月31日現在 行政区域内人口 129,005人 給水人口 119,266人 給水戸数 48,395戸 普及率 92.5% 年間給水量 15,131,477 m ³ 1日最大配水量 54,823 m ³ 1日平均給水量 41,456 m ³ 有収率 88.5% 供給単価 112.89円 給水原価 104.72円 職員数 38人 | 別子山村 行政区域内人口 291人 給水人口 110人 給水戸数 61戸 普及率 37.8% 年間給水量 15,700 m ³ 1日最大配水量 62 m ³ 1日平均給水量 45 m ³ | 新居浜市は水道法による水道事業であり、別子山村は、愛媛県水道条例に基づく水道であり、事業形態が違う。 | 当面は現状での施設管理により、給水の安定を図る。将来的には、簡易水道事業等への取組を検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)加入金・分担金 | 平成13年3月31日現 口径別加入金の金額 13mm以下 40,000円 20mm 60,000円 25mm 130,000円 30mm 260,000円 40mm 530,000円 50mm 800,000円 75mm 2,000,000円 100mm 4,000,000円 150mm以上 市長が別に定める額 | | | 現行どおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)料金 | <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">家庭用</td> <td>10? 未満の料金</td> <td>7? 以下</td> <td>715円</td> </tr> <tr> <td>(逓減料金)</td> <td>8? 以下</td> <td>755円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9? 以下</td> <td>795円</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10? まで</td> <td>835円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11? ~ 20?</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>21? ~ 40?</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1? につき)</td> <td>41? 以上</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業務用</td> <td>基本料金</td> <td>10? まで</td> <td>1,545円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>11? ~ 20?</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1? につき)</td> <td>21? 以上</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大口用</td> <td>基本料金</td> <td>300? まで</td> <td>32,345円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>(1? につき)</td> <td>145円</td> </tr> </table> | 家庭用 | 10? 未満の料金 | 7? 以下 | 715円 | (逓減料金) | 8? 以下 | 755円 | | 9? 以下 | 795円 | 基本料金 | 10? まで | 835円 | | 11? ~ 20? | 100円 | 超過料金 | 21? ~ 40? | 120円 | | (1? につき) | 41? 以上 | 145円 | 業務用 | 基本料金 | 10? まで | 1,545円 | 超過料金 | 11? ~ 20? | 100円 | | (1? につき) | 21? 以上 | 145円 | 大口用 | 基本料金 | 300? まで | 32,345円 | 超過料金 | (1? につき) | 145円 | 一戸につき蛇口2個以内 210円/月 一戸につき蛇口3個以上 310円/月 | 山間地であり、給水条件及び利用状況が極端に違うこと。料金設定も異なること。 | 料金は当面、現行どおりとし、必要が有れば総合的に見直しをする。 |
| 家庭用 | 10? 未満の料金 | | 7? 以下 | 715円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (逓減料金) | | 8? 以下 | 755円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 9? 以下 | 795円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基本料金 | | 10? まで | 835円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 11? ~ 20? | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 超過料金 | 21? ~ 40? | 120円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1? につき) | 41? 以上 | 145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務用 | 基本料金 | 10? まで | 1,545円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 超過料金 | 11? ~ 20? | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1? につき) | 21? 以上 | 145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大口用 | 基本料金 | 300? まで | 32,345円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 超過料金 | (1? につき) | 145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| | | 現況 | | 課題 | 調整方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|--------------|----------------------------------|--|----------|--|----|--------|----|--------|------|-----|-------|--------|-----|-------|------|-------|------|-----|--------|--|----|-------|----|-------|----|------|-----|------|------|---------------------|--|--|
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)検針・徴収ほか | 新居浜市 | <table border="1"> <tr><td colspan="2">隔月検針・毎月徴収</td></tr> <tr><td colspan="2">検針・徴収事務ともに法人委託 (新居浜市管工事業協同組合)</td></tr> <tr><td colspan="2">委託料 (千円)</td></tr> <tr><td>検針</td><td>20,534</td></tr> <tr><td>徴収</td><td>14,112</td></tr> <tr><td>システム</td><td>377</td></tr> <tr><td>量水器取替</td><td>12,759</td></tr> <tr><td>開閉栓</td><td>1,285</td></tr> <tr><td>休止閉栓</td><td>1,502</td></tr> <tr><td>端末保守</td><td>227</td></tr> <tr><td colspan="2">料金徴収方法</td></tr> <tr><td>口座</td><td>82.3%</td></tr> <tr><td>集金</td><td>14.9%</td></tr> <tr><td>納付</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.9%</td></tr> </table> | 隔月検針・毎月徴収 | | 検針・徴収事務ともに法人委託 (新居浜市管工事業協同組合) | | 委託料 (千円) | | 検針 | 20,534 | 徴収 | 14,112 | システム | 377 | 量水器取替 | 12,759 | 開閉栓 | 1,285 | 休止閉栓 | 1,502 | 端末保守 | 227 | 料金徴収方法 | | 口座 | 82.3% | 集金 | 14.9% | 納付 | 1.9% | その他 | 0.9% | 別子山村 | 検針なし 料金は自主納付 | | 当面、現行どおりとする。ただし、徴収方法については、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。 |
| | 隔月検針・毎月徴収 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検針・徴収事務ともに法人委託 (新居浜市管工事業協同組合) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託料 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検針 | 20,534 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徴収 | 14,112 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム | 377 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 量水器取替 | 12,759 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開閉栓 | 1,285 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休止閉栓 | 1,502 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 端末保守 | 227 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金徴収方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座 | 82.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集金 | 14.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付 | 1.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)手数料 | 平成13年3月31日現在 指定給水装置工事業者指定手数料 1件につき 10,000円 設計審査手数料 1件につき 1,400円 しゅん工検査手数料 1給水装置につき 2,200円 | なし | | 現行どおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)水源施設概要 | 主要施設 水源地 21箇所 (他建設中1) 送水場 9箇所 配水池 8箇所 (他建設予定1) 滅菌施設 4箇所(他建設予定1) 導水管延長 11,776m 送水管延長 15,700m 配水池 容量(槽数) 金子山配水池 6,000m3(2) 清住配水池 4,500m3(3) 瑞応寺配水池 4,900m3(3) 篠場配水池 4,900m3(3) 治良丸配水池 300m3(1) 立川配水池 260m3(2) 船木配水池 1,000m3(1) 谷前配水池 240m3(1) | 弟地地区 配水池 1池 35.4m3 保土野地区 配水池 1池 33.0m3 | 冬季渇水時期は凍結等による取水不足、導水管においては漏水等があるため安定給水、施設の維持管理において問題がある。 | 当面、現行どおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|--------------------|--|----------------------|------------------------------|-------------------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (7)施設能力 | 水源取水能力 73,000m3(現在) | | | |
| (8)配水状況 | H12年最大日配水量 54,823m3 " 平均日配水量 46,820m3 | 統計データなし | 露出配管のため漏水や凍結等維持管理に支障をきたしている。 | 安定給水をはかれるよう整備を図る。 |
| (9)施設の管理状況 | 3名体制 集中監視 :午前午後 4回 週点検 :取送配水設備 残塩測定 :月3回 水位測定 :8箇所 | 職員による対応 人力による浄化装置の清掃 | 施設管理 | 合併時までに調整する。 |
| (10) その他 | 建設予定施設 新山根給水区関連施設 清住浄水処理施設 | | | 現行どおりとする。 |
| (11)水質検査の概要 | 新居浜市水道水質検査センター 平成10年3月完成 自己水質検査体制の確立 平成10年10月共用開始 | 銅山川上水道企業団に水質検査を委託 | | 合併時に新居浜市の制度に統一する。 |
| (12)自己検査実施項目及び回数 | 基準項目 46項目 (1回/月) 監視項目 33項目 (2回/年) 快適項目 13項目 (1回/年) 農薬 26項目 (1回/年) 指標菌 2項目 (1回/月) | | | 現行どおりとする。 |
| (13)外部委託検査実施項目及び回数 | ウラン (2回/年) ダイオキシン類 (2回/年) クリプトスポリジウム (4回/年) | | | 現行どおりとする。 |
| (14)受託検査の範囲 | (1)新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の水道事業者 (2)新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の公共施設の設置者 | | | 現行どおりとする。 |
| (15)検査費用 | 基準項目1検体につき 236,000円 毎月検査1検体につき 6,600円 監視項目1検体につき 441,800円 快適項目1検体につき 42,500円 農薬1項目につき 22,500円 指標菌1項目につき 2,000円 (消費税抜き) | | | 現行どおりとする。 |
| (16)検査体制 | 検査員4名 臨時 1名 | | | 現行どおりとする。 |

水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|-----------------|---|------|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| 2 工業用水 (1)概要 | 昭和41年度供用開始 現在基本取水量 日量 45,700m ³ 給水先 住友化学、住友鉱山、住友重機 平成13年3月31日現在 給水先事業所数 3社 普及率 100% 年間総配水量 16,368,124 m ³ 1日最大配水量 48,993 m ³ 1日平均給水量 43,259 m ³ 有収率 96.5% 供給単価 14.55円 給水原価 12.84円 職員数 10人 | | | |
| (2)水利使用許可 | 平成19年3月31日まで | | | 現行どおりとする。 |
| (3)工業用水施設 | 取水能力 56,160m ³ 給水能力 52,080m ³ 取水施設 第1取水口 1式 第2取水口 1式 取水堰 1式 導水施設 隧道 422m 余水吐 1式 接合井 1式 導水管 798m 取水測定器 1ヶ所 配水施設 配水池 2,688m ³ 配水管 7,235.04m 配水測定器 1ヶ所 給水施設 測定器 (電磁流量計) 4ヶ所 | | | 現行どおりとする。 |
| (4)工業用水料金 | 種別料金 (1m ³ につき) 平成13年3月31日現在 基本使用水量 14円 30銭 臨時使用水量 14円 30銭 超過使用水量 20円 | | | 現行どおりとする。 |

水道事業

行政制度等の調整方針調査表

| 項目 | 現況 | | 課題 | 調整方針 |
|------------------------|---|------|----|-----------|
| | 新居浜市 | 別子山村 | | |
| (5)工業用水 契約水量 | 平成13年3月31日現在 住友3社 住友化学 基本使用水量 42,300m ³ 臨時使用水量 4,400m ³ 住友鉱山 基本使用水量 3,100m ³ 臨時使用水量 1,800m ³ 住友重機 基本使用水量 300m ³ 臨時使用水量 1,500m ³ | | | 現行どおりとする。 |
| (6)工業用水 メーター使 用料 | 平成13年3月31日現在 口径別使用料(1個につき1月) 100ミリ以下 4,000円 100ミリを越え200ミリ以下 4,500円 200ミリを越え300ミリ以下 4,700円 300ミリを越え400ミリ以下 5,000円 400ミリを越え500ミリ以下 5,500円 500ミリを越え600ミリ以下 6,000円 600ミリを越え700ミリ以下 6,500円 700ミリを越えるもの 7,000円 | | | 現行どおりとする。 |